参考様式第5－1号

神　経　西　第　215　号
令　和　8　年　8　月　14　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長　久元　喜造

市町村名 （市町村コード）	神戸市 （28100）
地域名 （地域内農業集落名）	神出地区 （南下集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月14日 （第6回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・現在、南下地区では、主食用水稲のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われている。後継者が不在である農地が多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。
・農家の高齢化と人口減少を起因として、法面や畔等の草刈り作業といった作業が困難になってきている。また、所有者が遠方であったりと農地の管理に関心も低く、耕作放棄地が増えてきている。
・機械や資材の高騰をはじめ、労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、今後の農地の管理に不安がある。
・南下地区だけでは営農組合を継続維持することは困難である。
・イノシシが耕作地を荒らしたり、カメムシによる被害が多くなってきているが、被害にあってからの対応が遅れている。
・現在の農業収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理が難しい。そのため、機械が壊れたら農業をや辞めざるを得ない農業者もいる。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており農業を継続することは困難になってきている。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物としつつ、軟弱野菜や家庭用作物の生産を現状維持で続けながら、新規就農者や農業法人を募っていく。
・GPS付きトラクター等による農業機械のIT化を取り入れ、スマート農業を段階的に開始する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		20.1　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.1　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付けを行いながら、営農を継続していくエリアと継続が難しいエリアの棲み分けを行い、段階的に集約化をすすめる。
（3）基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・隣接している集落と連携を図りながら、地区内外から経営体を募る。 ・近隣の福祉事業者との農福連携をより強化していく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。